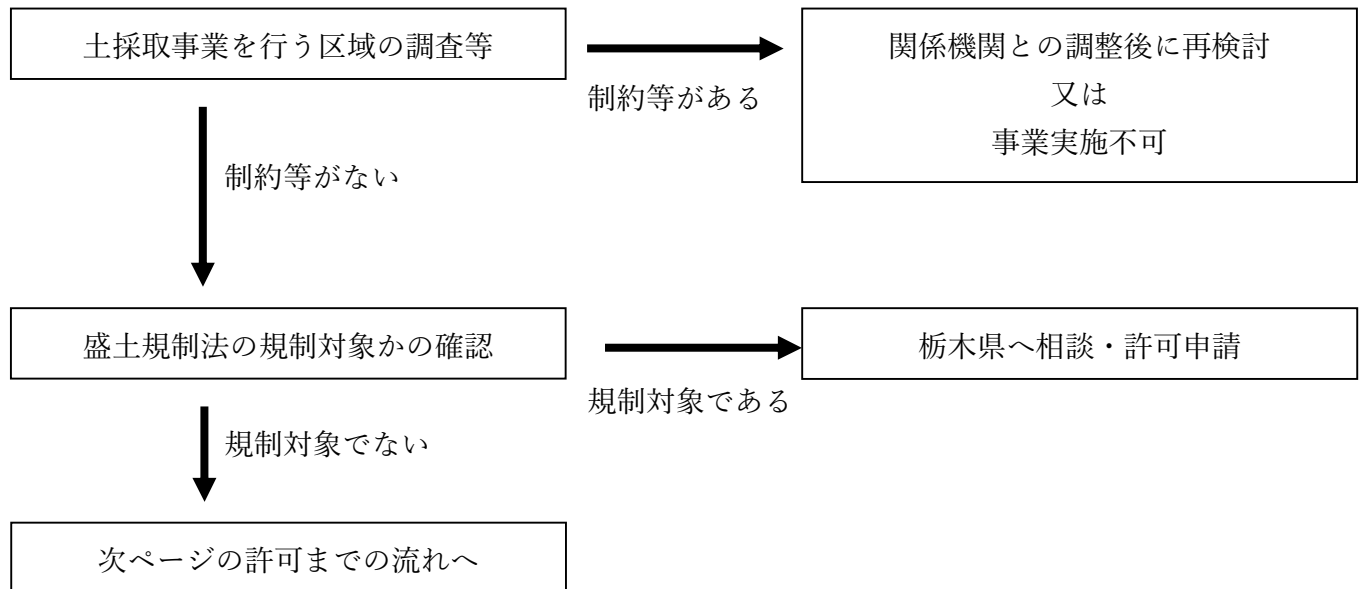


【壬生町土採取事業規制条例における手続きの流れ】

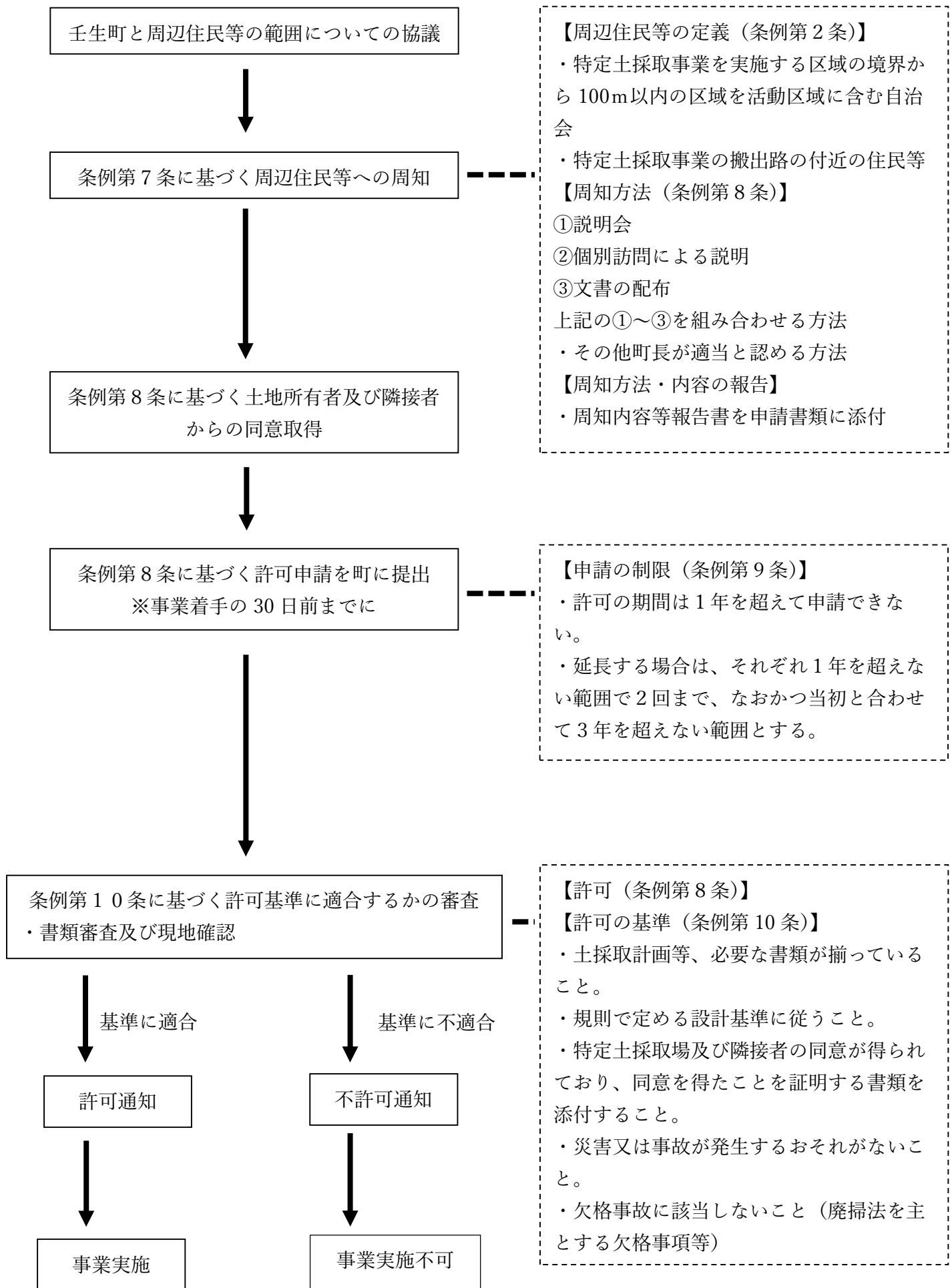
条例第2条に規定される特定土採取事業を行う場合は条例に基づく申請及び町の許可が必要です。
(条例第3条による適用除外を除く)

1. 特定土採取事業の許可を受けるまでの流れ

1-1 関係法令の確認等



1 - 2 許可までの流れ



2. 特定土採取事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】

- ①着手届（条例第 14 条）
⇒着手の当日までに届け出る。
- ②標識の設置（条例第 21 条）
⇒規則に定める書式で掲載する
- ③帳簿への記載（条例第 22 条）
⇒規則に定める特定土採取事業管理台帳を整備する。
- ④書類の備付け及び閲覧（条例第 23 条）
⇒条例及び規則で定める書類を備付け閲覧できるようにする。
- ⑤完了届（条例第 19 条）
⇒事業完了後遅滞なく届け出る。

【変更許可を要するもの】（条例第 12 条）

次の各号に該当する変更がある場合は着手日の 14 日前までに変更許可申請が必要です。

- ①事業区域
- ②採取する土の種類及び量並びに土を採取する期間
- ③特定土採取事業の方法
- ④特定土採取場による土砂の崩壊、流出等の防止のための方法及び施設に関する事項
- ⑤特定土採取場の跡地の緑化計画及び環境保全に関する事項
- ⑥その他町長が必要と認める事項

【必要に応じて行うもの】

下記の届出書及び申請書は届出事由が発生したら遅滞なく届出または申請する必要があります。

- ①氏名等変更届書（条例第 12 条）
- ②災害等の発生を防止するための措置の届出書（条例第 13 条）
- ③停止・廃止の届出書（条例第 19 条）
- ④譲受け許可申請書（条例第 24 条）
⇒申請後、町の許可を持って承継すること。
- ⑤地位承継届出書（条例第 25 条）

3. 特定土採取事業を終了した時の流れ

